

## 芦屋市私立保育所等物価高騰対策支援金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰等により光熱費及び食材料費が上昇し影響が生じている市内で事業を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に対し、芦屋市私立保育所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することで、安定した保育を継続的に提供できるよう支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第4項に規定する保育所のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置するものをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置するものをいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第7条第7項に規定する小規模保育事業を行う事業所のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置し、かつ、法第29条の規定による地域型保育給付費の支給を受けるものをいう。
- (4) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園のうち、国及び地方公共団体以外の者が市内に設置し、かつ、法第27条の規定による施設型給付費の支給を受けるものをいう。

### (支援対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、市内で事業を実施する保育所等を運営する者とする。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、500円×利用定員×12ヶ月（ただし、給食提供日が週4日の場合は利用定員に100分の85を乗じて得た額とする。）とし、利用定員は令和7年10月時点のものとする。

### (支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする事業者は、芦屋市私立保育所等物価高騰対策

支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の支給）

第6条 市長は、前条に規定する支給申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の支給決定を行い、芦屋市私立保育所等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、支援対象者が指定する口座に支援金を振り込む方法により支援金を支給し、適当と認めない場合は、理由を付記した書面により通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

2 前項の場合において、市長は当該取消しに係る部分に対し既に支援金が支給されている場合には、その返還を命じるものとする。

（報告及び調査）

第8条 市長は、この要綱の実施に必要な限度において、支援対象者に対し報告を求め、又は職員を事業所等に立ち入らせて調査させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの支援金を受けた者に対する第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。